

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>《省略用語例》 この通達において使用した省略用語は、それぞれ次に掲げる法令を示す。 措置法……………租税特別措置法（昭和32年法律第26号） 措置法令……………租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号） 措置法規則……………租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号）</p>	
目 次	目 次
〔措置法第69条の4（ <u>小規模宅地等</u> についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕	〔措置法第69条の4（ <u>小規模宅地等</u> についての相続税の課税価格の計算の特例）関係〕
69の4-1～34 （省略）	69の4-1～34 （同左）
69の4-35 相続の開始以後の <u>日本郵便株式会社</u> への郵便局舎の貸付	69の4-35 相続の開始以後の <u>郵便局株式会社</u> への郵便局舎の貸付
69の4-36 （省略）	69の4-36 （同左）
69の4-37 宅地等の一部の譲渡又は <u>日本郵便株式会社</u> との賃貸借契約の解除等があった場合	69の4-37 宅地等の一部の譲渡又は <u>郵便局株式会社</u> との賃貸借契約の解除等があった場合
69の4-38・39 （省略）	69の4-38・39 （同左）
〔措置法第70条第1項（ <u>国等</u> に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係〕	〔措置法第70条第1項（ <u>国等</u> に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等）関係〕
（省略）	（同左）
〔 <u>措置法第70条の2の2</u> （ <u>直系尊属</u> から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）関係〕	（新設）
<u>70の2の2-1</u> 用語の定義	（新設）
<u>70の2の2-2</u> 外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の2の適用	（新設）
<u>70の2の2-3</u> 直系尊属の範囲	（新設）
<u>70の2の2-4</u> <u>追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力</u>	（新設）
<u>70の2の2-5</u> <u>教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に記載された非課税拠出額が1,500万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力</u>	（新設）
<u>70の2の2-6</u> 郵便等により教育資金非課税申告書等の提出があった場合	（新設）

改正後	改正前
70の2の2-7 <u>措置法第70条の2の2第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額</u>	(新設)
70の2の2-8 <u>領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算</u>	(新設)
70の2の2-9 <u>教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等</u>	(新設)
70の2の2-10 <u>教育資金管理契約が終了するまでに贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用</u>	(新設)
70の2の2-11 <u>教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用</u>	(新設)
70の2の2-12 <u>教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関</u>	(新設)
〔措置法第70条の6の4（(山林についての相続税の納税猶予)関係）（省略）〕	〔措置法第70条の6の4（(山林についての相続税の納税猶予)関係）（同左）〕
〔措置法第69条の4（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)関係）（郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について相続税に係る課税の特例の適用を受けている場合）〕	〔措置法第69条の4（(小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例)関係）（郵便局舎の敷地の用に供されている宅地等について相続税に係る課税の特例の適用を受けている場合）〕
69の4-28 <u>郵政民営化法第180条第1項の規定は、同法の施行日（平成19年10月1日）から平成24年改正法（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成24年法律第30号）をいう。以下69の4-32までにおいて同じ。）の施行日（平成24年10月1日）の前日（平成24年9月30日）までの間にあっては平成24年改正法第3条（郵便局株式会社法の一部改正）の規定による改正前の郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項（(定義)）に規定する郵便局の用に供するため郵便局株式会社に、平成24年10月1日から相続の開始の直前までの間にあっては日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第4項（(定義)）に規定する郵便局の用に供するため日本郵便株式会社に対し貸し付けられていた建物（以下69の4-37までにおいて「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利（以下69の4-37までにおいて「土地等」という。）について、既に郵政民営化法第180条第1項の規定の適用を受けていない場合に限り適用があることに留意する。</u>	69の4-28 <u>郵政民営化法第180条第1項の規定は、郵便局株式会社法（平成17年法律第100号）第2条第2項（(定義)）に規定する郵便局の用に供するため郵政民営化法第79条（(設立)）の規定により設立された郵便局株式会社（以下69の4-37までにおいて「郵便局株式会社」という。）に対し貸し付けられていた建物（以下69の4-37までにおいて「郵便局舎」という。）の敷地の用に供されていた土地又は土地の上に存する権利（以下69の4-37までにおいて「土地等」という。）について、既に同法第180条第1項の規定の適用を受けていない場合に限り適用があることに留意する。</u>
(特定宅地等の範囲)	(特定宅地等の範囲)

改正後	改正前
<p>69の4-30 郵政民営化法第180条第1項の規定は、郵便局舎の敷地の用に供されていた土地等を被相続人が平成19年10月1日前から相続の開始の直前まで引き続き有している場合に限り適用されることに留意する。</p>	<p>69の4-30 郵政民営化法第180条第1項の規定は、郵便局舎の敷地の用に供されていた土地等を被相続人が同法施行日前から相続の開始の直前まで引き続き有している場合に限り適用されることに留意する。</p>
<p>(建物の所有者の範囲)</p> <p>69の4-31 郵政民営化法第180条第1項の規定は、同項第1号に規定する賃貸借契約の当事者である被相続人又は被相続人の相続人が、郵便局舎を平成19年10月1日前から有していた場合に限り適用されることに留意する。</p>	<p>(建物の所有者の範囲)</p> <p>69の4-31 郵政民営化法第180条第1項の規定は、同項第1号に規定する賃貸借契約の当事者である被相続人又は被相続人の相続人が、郵便局舎を同法施行日前から有していた場合に限り適用されることに留意する。</p>
<p>(特定宅地等とならない部分の範囲)</p> <p>69の4-32 特定宅地等となる土地等とは、当該土地等のうちに平成24年改正法第3条の規定による改正前の郵便局株式会社法第4条第1項((業務の範囲))に規定する業務(同条第2項に規定する業務を併せて行っている場合の当該業務を含む。以下同じ。)の用に供されていた部分以外の部分があるときは、当該業務の用に供されていた部分に限られることに留意する。</p> <p>(注) 郵便局株式会社に対し貸し付けられていた郵便局舎で、例えば、当該郵便局株式会社から郵政民営化法第176条の3((日本郵便株式会社及び郵便事業株式会社の合併))の規定により吸収合併消滅会社となった平成24年改正法第1条((郵政民営化法の一部改正))の規定による改正前の郵政民営化法第70条((設立))の規定により設立された郵便事業株式会社に転貸されていた部分は、平成24年改正法第3条の規定による改正前の郵便局株式会社法第4条第3項に規定する業務の用に供されていた部分であるため郵政民営化法第180条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>ただし、当該部分が措置法第69条の4第1項第2号に規定する貸付事業用宅地等である小規模宅地等に該当するときは、同号の規定の適用があることに留意する。</p>	<p>(特定宅地等とならない部分の範囲)</p> <p>69の4-32 特定宅地等となる土地等とは、当該土地等のうちに郵便局株式会社法第4条第1項((業務の範囲))に規定する業務(同条第2項に規定する業務を併せて行っている場合の当該業務を含む。以下同じ。)の用に供されていた部分以外の部分があるときは、当該業務の用に供されていた部分に限られることに留意する。</p> <p>(注) 郵便局株式会社に対し貸し付けられている郵便局舎で、例えば、当該郵便局株式会社から郵政民営化法第70条((設立))の規定により設立された郵便事業株式会社に転貸される部分は、郵便局株式会社法第4条第3項に規定する業務の用に供される部分であるため郵政民営化法第180条第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>ただし、当該部分が措置法第69条の4第1項第2号に規定する貸付事業用宅地等である小規模宅地等に該当するときは、同号の規定の適用があることに留意する。</p>
<p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合)</p> <p>69の4-33 被相続人の相続の開始の直前において、当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、当該被相続人から無償により借り受けていた土地等を郵便局舎の敷地の用に供していた場合において、当該土地等が特定宅地等に該当しない場合であっても、当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、相続開始時から申告期限まで引き続き当該土地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該土地等の上存する郵便局舎を日本郵便株式会社(平成24年9月30日までの間にあっては郵便局株式会社)に対し相当の対価を得て継続的に貸し付けていた場合には、</p>	<p>(郵便局舎の敷地を被相続人から無償により借り受けている場合)</p> <p>69の4-33 被相続人の相続の開始の直前において、当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、当該被相続人から無償により借り受けていた土地等を郵便局舎の敷地の用に供していた場合において、当該土地等が特定宅地等に該当しない場合であっても、当該被相続人と生計を一にしていた当該被相続人の相続人が、相続開始時から申告期限まで引き続き当該土地等を有し、かつ、相続開始前から申告期限まで引き続き当該土地等の上存する郵便局舎を郵便局株式会社に対し相当の対価を得て継続的に貸し付けていた場合には、措置法第69条の4第1項第2号の規定の適用があることに留</p>

改正後	改正前
<p>措置法第69条の4第1項第2号の規定の適用があることに留意する。</p> <p><b>(相続の開始以後の日本郵便株式会社への郵便局舎の貸付)</b></p> <p>69の4-35 郵政民営化法第180条第1項の規定は、相続又は遺贈により郵便局舎の敷地の用に供されている土地等を取得した相続人が当該土地等の上に存する郵便局舎である建物の全部又は一部を有し、かつ、<u>日本郵便株式会社（当該相続が平成24年9月30日までに開始した場合には、当該相続の開始の日から平成24年9月30日までの間にあっては郵便局株式会社、平成24年10月1日以後にあっては日本郵便株式会社）</u>との賃貸借契約の当事者として当該郵便局舎を貸し付けている場合に限り適用があることに留意する。</p> <p><b>(災害のため業務が休業された場合)</b></p> <p>69の4-36 郵政民営化法第180条第1項第2号の要件の判定において、郵便局舎が災害により損害を受けたため、相続税の申告期限において郵便局の業務が休業中である場合には、同号に規定する相続人から<u>日本郵便株式会社（当該相続税の申告期限が平成24年10月1日前の場合には、郵便局株式会社）</u>が郵便局舎を借り受けており、かつ、郵便局の業務の再開のための準備が進められていると認められるとき（同号の証明がされたものに限る。）に限り、当該土地等を相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであるものとして取り扱う。</p> <p><b>(宅地等の一部の譲渡又は日本郵便株式会社との賃貸借契約の解除等があった場合)</b></p> <p>69の4-37 郵政民営化法第180条第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎を<u>日本郵便株式会社（当該相続が平成24年改正法施行日前に開始した場合には、当該相続の開始の日から平成24年改正法施行日の前日までの間にあっては郵便局株式会社、平成24年改正法施行日以後にあっては日本郵便株式会社）</u>が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を当該相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであること」とは、当該相続又は遺贈により取得した郵便局舎の敷地の用に供されていた土地等の全部について当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みである場合をいうのであって、例えば、被相続人に係る相続の開始の日以後から同号に規定する証明がされるまでの間に、当該土地等の一部が譲渡され、又は日本郵便株式会社（当該相続が平成24年9月30日までに開始した場合には、当該相続の開始の日から平成24年9月30日までの間にあっては郵便局株式会社、平成24年10月1日以後にあっては日本郵便株式会社）との賃貸借契約を解除された場合、若しくは、当該土地等の一部を譲渡し、又は当該日本郵便</p>	<p>意する。</p> <p><b>(相続の開始以後の郵便局株式会社への郵便局舎の貸付)</b></p> <p>69の4-35 郵政民営化法第180条第1項の規定は、相続又は遺贈により郵便局舎の敷地の用に供されている土地等を取得した相続人が当該土地等の上に存する郵便局舎である建物の全部又は一部を有し、かつ、<u>郵便局株式会社との賃貸借契約の当事者として当該郵便局舎を貸し付けている場合に限り適用があることに留意する。</u></p> <p><b>(災害のため業務が休業された場合)</b></p> <p>69の4-36 郵政民営化法第180条第1項第2号の要件の判定において、郵便局舎が災害により損害を受けたため、相続税の申告期限において郵便局の業務が休業中である場合には、同号に規定する相続人から<u>郵便局株式会社</u>が郵便局舎を借り受けており、かつ、郵便局の業務の再開のための準備が進められていると認められるとき（同号の証明がされたものに限る。）に限り、当該土地等を相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであるものとして取り扱う。</p> <p><b>(宅地等の一部の譲渡又は郵便局株式会社との賃貸借契約の解除等があった場合)</b></p> <p>69の4-37 郵政民営化法第180条第1項第2号に規定する「当該相続又は遺贈により当該宅地等の取得をした相続人から当該相続の開始の日以後5年以上当該郵便局舎を<u>郵便局株式会社</u>が引き続き借り受けることにより、当該宅地等を同日以後5年以上当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みであること」とは、当該相続又は遺贈により取得した郵便局舎の敷地の用に供されていた土地等の全部について当該郵便局舎の敷地の用に供する見込みである場合をいうのであって、例えば、被相続人に係る相続の開始の日以後から同号に規定する証明がされるまでの間に、当該土地等の一部が譲渡され、又は<u>郵便局株式会社との賃貸借契約を解除された場合、若しくは、当該土地等の一部を譲渡し、又は郵便局株式会社との賃貸借契約を解除する見込みである場合は同項の規定の適用はない</u>ことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p><u>株式会社との賃貸借契約を解除する見込みである場合は同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p> <p>〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕  (特定非営利活動法人に対する贈与)</p> <p>70-1-4 措置法第70条第10項の規定は、財産の贈与の時において特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項((定義))に規定する特定非営利活動法人のうち同法第44条第1項((認定))の認定を受けているもの(以下70-1-13までにおいて「認定特定非営利活動法人」という。)について適用があることに留意する。</p> <p>〔措置法第70条の2の2((直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税))関係〕</p> <p>(用語の定義)</p> <p>70の2の2-1 <u>この措置法第70条の2の2関係において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>教育資金、教育資金管理契約、教育資金非課税申告書、非課税拠出額、教育資金支出額又は取扱金融機関 措置法第70条の2の2第2項に規定する教育資金、教育資金管理契約、教育資金非課税申告書、非課税拠出額、教育資金支出額又は取扱金融機関をいう。</u></p> <p>(2) <u>追加教育資金非課税申告書 措置法第70条の2の2第4項に規定する追加教育資金非課税申告書をいう。</u></p> <p>(3) <u>教育資金非課税取消申告書 措置法令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書をいう。</u></p> <p>(4) <u>教育資金非課税廃止申告書 措置法令第40条の4の3第24項に規定する教育資金非課税廃止申告書をいう。</u></p> <p>(5) <u>教育資金管理契約に関する異動申告書 措置法令第40条の4の3第28項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書をいう。</u></p>	<p>〔措置法第70条第1項((国等に対して相続財産を贈与した場合の相続税の非課税等))関係〕  (特定非営利活動法人に対する贈与)</p> <p>70-1-4 措置法第70条第10項の規定は、財産の贈与の時において特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人のうち<u>措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定を受けているもの(当該認定の有効期間が終了したものを除く。以下70-1-13までにおいて「認定特定非営利活動法人」という。)</u>について適用があることに留意する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>(外国国籍を有する者等に係る措置法第70条の2の2の適用)</u>  <u>70の2の2-2 外国国籍を有する者又は相続税法の施行地に住所を有しない者であつても、措置法第70条の2の2第1項の適用要件を満たす場合には、同項の規定の適用を受けることができることに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(直系尊属の範囲)</u>  <u>70の2の2-3 措置法第70条の2の2第1項に規定する直系尊属の範囲については、70の2-1((直系尊属の範囲))を準用する。</u></p>	(新設)
<p><u>(追加教育資金非課税申告書を提出することができない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)</u>  <u>70の2の2-4 措置法第70条の2の2第4項の規定に反して、既に教育資金非課税申告書を提出した取扱金融機関の営業所等(措置法第70条の2の2第1項に規定する営業所等をいう。以下70の2の2-12までにおいて同じ。)以外の取扱金融機関の営業所等に提出された追加教育資金非課税申告書は、その効力を有しないことに留意する。</u>  <u>(注)1 措置法第70条の2の2第4項の規定により効力を有しない追加教育資金非課税申告書に該当するかどうかの判定は、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書の取扱金融機関の営業所等における受理日付(70の2の2-6((郵便等により教育資金非課税申告書等の提出があった場合))の適用があった場合には通信日付印により表示された日)の早い順に行うことに留意する。</u>  <u>2 上記によりその効力を有しないこととなった追加教育資金非課税申告書に措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額については同項の規定の適用はないことに留意する。</u></p>	(新設)
<p><u>(教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に記載された非課税拋出額が1,500万円を超えていた場合等におけるこれらの申告書の効力)</u>  <u>70の2の2-5 措置法第70条の2の2第6項の規定に反して、提出され又は受理された教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書は、いずれもその効力を有しないことに留意する。</u>  <u>(注) 措置法第70条の2の2第6項の規定により効力を有しない教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に該当するかどうかの判定及びこれらの申告書に同条第1項の規定の適用を受けるものとして記載された金額についての同項の規定の適用については、70の2の2-4((追加教育資金非課税申告書を提出することがで</u></p>	(新設)

改正後	改正前
<p><u>きない取扱金融機関の営業所等に追加教育資金非課税申告書が提出された場合におけるその申告書の効力)の(注)にそれぞれ準じて行うことに留意する。</u></p> <p><u>(郵便等により教育資金非課税申告書等の提出があった場合)</u></p> <p><u>70の2の2-6 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項((定義))に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下70の2の2-6において「信書便」という。)により取扱金融機関の営業所等に教育資金非課税申告書、追加教育資金非課税申告書、教育資金非課税取消申告書、教育資金非課税廃止申告書又は教育資金管理契約に関する異動申告書(以下70の2の2-6において「教育資金非課税申告書等」という。)の提出があった場合には、当該教育資金非課税申告書等はその発信日(郵便物又は同条第3項に規定する信書便物(以下70の2の2-6において「信書便物」という。)の通信日付印により表示された日)に受理されたものとする。</u></p> <p><u>(注)1 取扱金融機関の営業所等の長は、郵便又は信書便による教育資金非課税申告書等を受理した場合には、当該教育資金非課税申告書等に当該営業所等における受理日付印のほか、郵便又は信書便によって受理した旨及びその郵便物又は信書便物の通信日付印の日付を付記するものとする。</u></p> <p><u>2 措置法第70条の2の2第7項に規定する領収書等が郵便又は信書便により提出された場合については、上記に準じて取り扱って差し支えない。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p><u>(措置法第70条の2の2第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額)</u></p> <p><u>70の2の2-7 措置法第70条の2の2第1項の規定により贈与税の課税価格に算入されない価額は、同条第3項又は第4項の期限までに提出された教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に係る非課税拠出額(1,500万円までの金額に限る。)の範囲内の金額であり、かつ、措置法令第40条の4の3第4項又は第5項の要件を満たした部分の金額に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(注)1 贈与者が2以上ある場合の贈与者ごとの贈与税の課税価格に算入されない価額の判定は、受贈者が教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に贈与者ごとに措置法第70条の2の2第1項の適用を受けるものとして記載した金額により行うことに留意する。</u></p> <p><u>2 贈与により取得した措置法第70条の2の2第1項に規定する信託受益権又は同項に規定する金銭等のうち上記により贈与税の課税価格に算入されない価額に該当しない価額については、贈与税の課税価格に算入されるのであるが、受贈者が</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前												
<p>当該贈与税に係る贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該算入される価額のうち当該贈与者から取得した部分について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該部分について相続時精算課税を選択できることに留意する。</p>													
<p>(領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合の邦貨換算)</p>	(新設)												
<p><b>70の2の2-8</b> 取扱金融機関の営業所等は、措置法第70条の2の2第7項の規定により提出された同項に規定する領収書等に記載された金額が外国通貨により表示されている場合には、当該取扱金融機関の営業所等が確認した当該領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場（取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。）により邦貨換算を行い同条第8項の記録を行うこととする。</p>													
<p>(注) 当該取扱金融機関の営業所等が当該最終の為替相場を確認できない場合には、領収書等に記載された支払の年月日における最終の為替相場（取扱金融機関などの金融機関が公表する対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値をいう。また、同日に当該相場がない場合には、同日前の当該相場のうち、同日に最も近い日の当該相場とする。）によっても差し支えない。</p>													
<p>(教育資金管理契約が終了した場合の贈与税の課税関係等)</p>	(新設)												
<p><b>70の2の2-9</b> 措置法第70条の2の2第10項の規定により教育資金管理契約が終了した場合において、非課税拠出額から教育資金支出額(同条第15項の規定による訂正があった場合には、その訂正後のものをいい、同条第2項第1号ロに掲げる教育資金については、500万円までの金額に限る。)を控除した残額があるときの当該残額に係る当該終了時の贈与税の課税関係は、次の表のとおりとなることに留意する。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">終了事由</th> <th rowspan="2">終了時における贈与者の状況</th> <th colspan="2">贈与税の課税関係</th> </tr> <tr> <th>課税価格への算入の有無</th> <th>課税方式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 受贈者が30歳に達したこと。 (2) 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と</td> <td>生存</td> <td rowspan="2">有(注2)</td> <td>暦年課税又は相続時精算課税(注3)</td> </tr> <tr> <td>死亡(注1)</td> <td>暦年課税</td> </tr> </tbody> </table>	終了事由	終了時における贈与者の状況	贈与税の課税関係		課税価格への算入の有無	課税方式	(1) 受贈者が30歳に達したこと。 (2) 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と	生存	有(注2)	暦年課税又は相続時精算課税(注3)	死亡(注1)	暦年課税	
終了事由			終了時における贈与者の状況	贈与税の課税関係									
	課税価格への算入の有無	課税方式											
(1) 受贈者が30歳に達したこと。 (2) 教育資金管理契約に係る信託財産の価額、預金若しくは貯金の額又は有価証券の価額が零となった場合において、受贈者と	生存	有(注2)	暦年課税又は相続時精算課税(注3)										
	死亡(注1)		暦年課税										

改正後				改正前			
<u>取扱金融機関との間で当該教育資金管理契約を終了させる合意があったこと。</u>							
<u>(3) 受贈者が死亡したこと。</u>			<u>無(注4)</u>				
<p><u>(注) 1 終了時に贈与者が死亡している場合には、個人から贈与により取得したものとみなされ、相続税法第1条の4((贈与税の納税義務者))の規定の適用については、当該個人の住所は、贈与者の死亡の時ににおける住所にあるものとみなされることに留意する。</u></p> <p><u>2 贈与者が2以上ある場合には、当該残額に次の割合を乗じて算出した金額をそれぞれの贈与者から取得したものとみなされることに留意する。</u></p> <p style="text-align: center;"> <math display="block">\frac{\text{各贈与者から取得した信託受益権又は金銭等のうち贈与税の課税価格に算入しなかった金額に相当する部分の価額}}{\text{非課税拠出額}}</math> </p> <p><u>3 受贈者が贈与者に係る相続時精算課税適用者である場合には、当該贈与者から取得したとみなされた価額について相続時精算課税が適用され、相続時精算課税適用者でない場合には、相続時精算課税の適用要件を満たしていれば当該価額について相続時精算課税を選択できることに留意する。</u></p> <p><u>4 措置法第70条の2の2第10項第2号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了した場合には、同号に定める日において当該残額があるときであっても当該残額については贈与税の課税価格に算入されないことに留意する。</u></p>							
<u>(教育資金管理契約が終了するまでに贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</u>				(新設)			
<p><u>70の2の2-10 措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受け贈与税の課税価格に算入されなかった価額は、当該贈与税に係る贈与者が死亡した場合であっても、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されないことに留意する。</u></p>							
<u>(教育資金管理契約が終了した後に贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用)</u>				(新設)			
<p><u>70の2の2-11 措置法第70条の2の2第10項第1号又は第3号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了し同条第11項の規定の適用により贈与税の課税価格に算入すべき価額がある場合において、当該贈与税に係る贈与者が死亡したときは、当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の計算において、当該算入すべき価額は、相続税法第19条第1</u></p>							

改正後	改正前
<p><u>項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により当該贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることに留意する。</u></p> <p><u>なお、措置法第70条の2の2第10項第1号又は第3号に掲げる事由により教育資金管理契約が終了し、同条第1項の規定の適用を受けて贈与税の課税価格に算入されなかった価額がある場合において、当該贈与者が死亡したときの当該算入されなかった価額の相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用については、70の2の2-10((教育資金管理契約が終了するまでに贈与者が死亡した場合の相続税法第19条等の適用))に準じて行うことに留意する。</u></p> <p><u>(注) 相続税法第19条第1項、同法第21条の15第1項又は同法第21条の16第1項の規定の適用により贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に算入されることとなるのは、これらの規定の適用要件を満たす場合に限られることに留意する。</u></p> <p><u>(教育資金管理契約に基づく事務を取り扱う取扱金融機関の営業所等の移管が可能な取扱金融機関の営業所等)</u></p> <p><u>70の2の2-12 措置法令第40条の4の3第27項の規定により教育資金管理契約に基づく事務の移管が可能な取扱金融機関の営業所等は、同一の取扱金融機関内の営業所等に限られることに留意する。</u></p> <p><u>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予))関係]</u></p> <p><u>(経営の意義)</u></p> <p><u>70の6の4-2 措置法第70条の6の4第1項に規定する「経営」については、山林の施業又は施業と一体として行う保護を同条第2項第4号に規定する林業経営相続人(以下70の6の4-14までにおいて「林業経営相続人」という。)が自ら行わなければならないことに留意する。したがって、林業経営相続人が会社若しくは官庁等に勤務するなど他に職を有し又は他に主たる事業を有している場合であっても、山林の施業又は施業と一体として行う保護を林業経営相続人が自ら行う限り、同条第1項に規定する経営に該当することに留意する。また、他人に同条第1項に規定する経営の全部又は一部を委託している場合には、自ら経営していないこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(特例の適用を受けることができる林業経営相続人の意義等)</u></p> <p><u>70の6の4-7 相続又は遺贈により取得した山林以外に山林(措置法規則第23条の8の</u></p>	<p>(新設)</p> <p><u>[措置法第70条の6の4((山林についての相続税の納税猶予))関係]</u></p> <p><u>(経営の意義)</u></p> <p><u>70の6の4-2 措置法第70条の6の4第1項に規定する「経営」については、山林の施業又は施業と一体として行う保護を同条第2項第4号に規定する林業経営相続人(以下70の6の4-15までにおいて「林業経営相続人」という。)が自ら行わなければならないことに留意する。したがって、林業経営相続人が会社若しくは官庁等に勤務するなど他に職を有し又は他に主たる事業を有している場合であっても、山林の施業又は施業と一体として行う保護を林業経営相続人が自ら行う限り、同条第1項に規定する経営に該当することに留意する。また、他人に同条第1項に規定する経営の全部又は一部を委託している場合には、自ら経営していないこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(特例の適用を受けることができる林業経営相続人の意義等)</u></p> <p><u>70の6の4-7 措置法第70条の6の4第2項第4号に規定する林業経営相続人に該当す</u></p>

改正後	改正前
<p>4第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。)を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの山林の全てが特定森林経営計画が定められている区域内に所在することとなるよう、被相続人から森林法第17条((死亡、解散又は分割の場合の包括承継人に対する効力等))の規定により包括承継した特定森林経営計画について同法第12条の規定により変更の認定を相続税法第27条第1項の相続税の申告期限までに受けなければ、林業経営相続人に該当しないことに留意する。</p>	<p>るためには、同条第1項各号の要件を満たす同条第2項第3号に規定する特例施業対象山林だけでなく被相続人が相続の開始の直前に有していた山林の全てを当該被相続人から取得した者でなければならないことに留意する。</p> <p>また、相続又は遺贈により取得した当該山林以外に山林を有する場合又は他の山林所有者から経営の委託を受けた山林がある場合には、これらの山林の全て(措置法規則第23条の8の4第8項第5号ロ及びハに掲げるものを除く。)が特定森林経営計画が定められている区域内に所在することとなるよう、被相続人から森林法第17条の規定により包括承継した特定森林経営計画について同法第12条の規定により変更の認定を相続税法第27条第1項の相続税の申告期限までに受けなければ、林業経営相続人に該当しないことに留意する。</p> <p>(注)1 相続税の申告期限までに、相続又は遺贈により取得した山林の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には、措置法第70条の6の4第1項の規定の適用はないことに留意する。</p> <p>2 林業経営相続人が、特例施業対象山林のうち措置法第70条の6の4第1項各号の要件に該当するもの全てについて同項の規定の適用を受けなければ、同項の規定の適用はないことに留意する。</p>
<p>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</p> <p>70の6の4-11 措置法第70条の6の4第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、措置法令第40条の7の4第11項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</p> <p>ただし、措置法令第40条の7の4第11項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日<u>がこれらの号に定める日に代わることとなり、当該林業経営相続人の相続人(包括受遺者を含む。)</u>が林業経営相続人の死亡による相続の開始があったことを知った日の翌日から6月を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の4第4項の場合に該当する場合においても上記と同様である</p>	<p>(納税猶予税額の全部又は一部について納税猶予の期限が確定する場合)</p> <p>70の6の4-11 措置法第70条の6の4第3項第1号又は第2号に掲げる場合に該当する場合における納税猶予の期限は、農林水産大臣等(同項第1号に規定する農林水産大臣等をいう。)から納税地の所轄税務署長に対する同項第1号又は第2号の通知があった日から2月を経過する日であることに留意する。したがって、措置法令第40条の7の4第11項各号のいずれかに該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合であっても、当該通知が所轄税務署長に到達しなければ、納税猶予の期限が確定することはないことに留意する。</p> <p>ただし、措置法令第40条の7の4第11項各号に該当する場合又は措置法第70条の6の4第3項第2号に掲げる場合に該当する場合において、その該当することとなった日以後これらの号に定める日までの間に林業経営相続人が死亡した場合には、当該林業経営相続人の死亡の日の前日<u>から2月</u>を経過する日が納税猶予の期限となることに留意する。</p> <p>(注) 措置法第70条の6の4第4項の場合に該当する場合においても上記と同様である</p>

改正後	改正前
<p>ことに留意する。</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算)</p> <p>70の6の4-13 措置法第70条の6の4第4項の規定により納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、同項の規定に該当する直前の猶予中相続税額に次に掲げる場合の区分に応じ次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</p> <p>なお、これにより算出した金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</p> <p>(1) <u>特例山林の一部を譲渡等した場合</u></p> $\frac{\text{今回、譲渡等をした特例山林の価額}}{\text{今回、譲渡等をした直前の特例山林の価額}}$ <p>(2) <u>特例山林が路網未整備等に該当することとなった場合</u></p> $\frac{\text{今回、路網未整備等に該当した特例山林の価額}}{\text{今回、路網未整備等に該当した直前の特例山林の価額}}$ <p>(注) 特例山林のうち立木のみ又は立木の生育の用に供される土地のみについて譲渡等があった場合には、当該立木の生育の用に供される土地又は当該土地に生育している立木についても譲渡等があったものとみなして上記(1)の算式の分子の特例山林に含めて分子の金額を算定することに留意する。</p>	<p>ことに留意する(ただし書きを除く。)</p> <p>(納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合の相続税額の計算)</p> <p>70の6の4-13 措置法第70条の6の4第4項の規定により納税猶予税額の一部について納税猶予の期限が確定する場合における相続税の額の計算は、同項の規定に該当する直前の猶予中相続税額に次に定める割合を乗ずることにより行うことに留意する。</p> <p>なお、これにより算出した金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、その切り捨てた金額は、納税猶予税額として残ることに留意する。</p> $\frac{\text{今回、譲渡等をした特例山林の金額} + \text{今回、路網未整備等に該当した特例山林の金額}}{\text{今回、譲渡等をした直前の特例山林の金額} + \text{今回、路網未整備等に該当した直前の特例山林の金額}}$ <p>(注) 特例山林のうち立木のみ又は立木の生育の用に供される土地のみについて譲渡等があった場合には、当該立木の生育の用に供される土地又は当該土地に生育している立木についても譲渡等があったものとみなして上記算式の分子の特例山林に含めて分子の金額を算定することに留意する。</p>